

## 介護職員等特定処遇改善加算に関する情報公開

社会福祉法人福志会松任

### ○介護職員処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善について、新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、知識・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされました。このことを受けて、令和元年 10 月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、介護職員等の処遇改善が拡充されることになりました。

### ○介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境について、「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」・「その他」の区分でそれぞれ 1 つ以上取り組んでいること。
- ・ 処遇改善の取組について、ホームページ掲載等の「見える化」を行っていること。

### ○処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する取組

事業所名	介護職員処遇改善	特定処遇改善加算
特別養護老人ホームつるべ荘 (短期入所生活介護を含む) つるべ荘デイサービスセンター	加算Ⅰ	加算Ⅰ

- 「資質の向上」について
  - ・ 介護福祉士等の資格取得を目指す職員に対する研修受講の支援
  - ・ 無資格の介護職員に対する資格取得の研修受講の支援
- 「労働環境・処遇の改善」について
  - ・ 介護用機材の導入
  - ・ 記録の ICT 化
- 「その他」について
  - ・ 職員の増員（基準比）による業務負担の軽減
  - ・ 勤務条件が合致する介護職員の正規職員への転換